

## 2019(平成31)年度学校採用教員第1期募集・学校別募集情報フォーム

NO.	項目	学校記入欄
1	学校名	上海日本人学校 [虹橋校]
2	学校URL	<a href="http://www.srx2.net.cn/sjs-hq/index.php">http://www.srx2.net.cn/sjs-hq/index.php</a>
3	学校所在地	Shanghai Japanese School No.3185 Hongmei road Shanghai China 201103 中国 201103 上海市虹梅路3185号 上海日本人学校虹橋校
4	学校連絡先TEL・E-mail	【TEL】+86-21-6406-8027 【E-mail】hirata_e@srx.net.cn
5	採用責任者の職・氏名	校長 藤原 鎌次(フジハラ ケンジ)
6	採用担当者の職・氏名	担当 平田 瑛子(ヒラタ エイコ)
7	採用予定人数と担当教科等	【採用予定人数】 14 名 小学部学級担任5名、特別支援2名、理科専科担当3名、音楽専科担当3名、英語専科担当1名
8	特別な応募条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4年制大学以上の学歴(学士)</li> <li>・ 年齢56才まで(応募時)</li> <li>・ 応募時点で教育機関で合計2年以上の経験(常勤・非常勤)を有し、その在職証明を提出できること(※)</li> <li>但し「教育学士」取得者はこの限りではない</li> <li>・ 小学校または中学校の教員免許を有すること</li> <li>・ 犯罪経歴証明(無犯罪証明書)を提出できること(※)</li> </ul> ※は就労許可申請時に必要です
9	任期	2019年4月～2021年3月まで2年間 (勤務評価により1年間または2年間の延長もありうる。但し、就労許可の年齢制限上限あり)
10	担当・校務分掌 週あたりの担当コマ数	小学部担任 週あたりの担当授業数:約20～24コマ 専科担当も担任に準ずる
11	勤務日・勤務時間、残業の有無	平日の8時5分から16時50分(その他詳細は本校就業規則に準ずる)
12	学校外行事の参加等	特になし
13	休日・有給休暇等	土日及び中国の祝祭日、年次有給休暇30日
14	赴任時の旅券の種類	一般旅券
15	給与(本給・諸手当等)	【支払通貨】(単位:人民元) [2018年6月現在参考レート:1人民元=約17円] 【給与(手取り)額】約15160元(約25.8万円)以上/月 (給与月額は経験年数により加算)
16	賞与	給与の2ヶ月分を限度として年1回支給(勤務評価による)
17	給与・賞与等(現地通貨)の 日本円への両替方法	①給振口座(中国銀行)のカードで日本の郵便局・銀行等で日本円引出し ②人民元を日本円に換金し、中国銀行より日本へ送金(限度額あり)
18	住宅	規定により学校が提供または自己手配。自己手配の場合は規定により住宅補助を支給(2018年度実績:上限5000元(月額)・見直しの可能性あり)。
19	通勤手段・交通費等	公共交通機関、タクシー又は徒歩。(自転車・電動自転車・バイク・自家用車は不可) 交通費は給与に含む。
20	医療(保険)	中国に赴任前に日本で各自、「海外旅行傷害保険」に加入。支払保険料に対し、赴任後に日本円13万円程度を上限に補助金支給(2018年度実績:7600元・見直しの可能性あり)。
21	赴任時の支度金・旅費等	日本から赴任する場合は、赴任航空券および支度金を支給する(2018年度実績:支度金14700元・見直しの可能性あり)。但し、内定時点で中国在住の場合は航空券・支度金とも支給しない。 ※航空券は事前に現物支給(Eチケットをメール送付)、支度金は現地到着時に支給する
22	帰任時の支度金(退職金)・旅費等	契約満了後、日本に帰国する場合、帰国航空券および支度金を支給する(2018年度実績:支度金14700元・見直しの可能性あり)。但し、日本に帰国しない場合は帰国航空券は支給せず、契約の途中解除の場合は航空券・支度金とも支給しない。 退職金は支給しない。
23	一時帰国・任国外旅行	本校規定による。
24	教員採用試験受験等の条件	教員採用試験受験は、2年目から許可する。
25	赴任時にある程度必要な費用等	【生活】日本から赴任する場合は、支度金を到着時に支給するが、当面の生活必需品購入のために5～10万円ほど持参すると良い。 【住居】学校が提供する住居は、家具・大型家電製品など基本設備は付帯。寝具、日用品等は各自で購入する。 【自家用車】電動自転車・バイク・自家用車は利用を不可としているので購入は不要。
26	その他特記事項	【家族の帯同について】事前に学校長の承認が必要。帯同希望の場合は必ず応募時の履歴書に記載のこと。配偶者手当・子女手当は、支給しない。